

札幌市下水道科学館建築設備点検業務仕様書

1 業務名

札幌市下水道科学館建築設備点検業務

2 業務目的

本業務は、建築基準法（以下、「法」という。）第12条第4項に基づき、札幌市下水道科学館の建築設備を常時適法な状態に維持することを目的として実施する。

なお、実施に当たっては、「建築基準法」、「建築基準法施行規則」等の関係法令に基づくこと。

3 履行場所

札幌市下水道科学館（札幌市北区麻生町8丁目 創成川水再生プラザ敷地内）

4 履行期間

契約締結日から令和8年12月11日（金）まで

5 提出書類

受託者は、契約締結後、速やかに委託者に業務工程表、監督者等指定通知書（経歴・資格に関する書類を含む）及び雇用を確認できる書類を提出すること。

6 業務内容

6.1 点検項目

■建築設備

平成20年国土交通省告示第285号に準拠し下記の点検を行う。点検の際には、添付図面及び現地を十分に確認の上、実施すること。

- 換気設備：以下の項目において、目視・触診確認及び換気量測定等を行う。
 - 換気設備が設けられた居室　　－機械換気設備、中央管理方式の空気調和設備、防火ダンパー等※検査結果表の番号1(15)から(21)、2、3(8)から(9)を除く。
- 非常用の照明装置：以下の項目において、目視・触診確認及び照度測定等を行う。
 - 照明器具　　－非常用の照明器具
 - 電池内蔵形の蓄電池－予備電源、照度、分電盤、配線、充電ランプ等※検査結果表の番号3、5、6を除く。
- 給水設備及び排水設備：以下の項目において、目視・触診確認等を行う。
 - 飲料用の配管設備・排水設備－飲料用配管、排水配管
 - 飲料水の配管設備　　－給水タンク、給水ポンプ、給湯設備等
 - 排水設備　　－排水槽、配管設備、衛生器具等※検査結果表の番号2(9)、3(6)・(8)・(11)・(14)を除く。

6.2 点検結果の判定

平成20年国土交通省告示第285号に準拠し、下表の基準により判定を行う。

点検結果の判定基準	
要是正	修理や部品の交換等により是正することが必要な状態
指摘なし	要是正に該当しないもの

6.3 報告書の作成

上記点検結果の判定に基づき定期検査報告概要書、定期検査報告書、検査結果表を所定の様式で作成し、検査位置図、関係写真等をまとめて報告書として整理し、2部提出すること。また、報告書の電子データファイルをCD-R若しくはDVD-Rで提出すること。提出にあたっては、必ず電

子媒体に複写後ウイルスチェックを行い、その旨を記載したものを提出すること。

7 業務体制

(1) 業務の処理

受託者は受託契約書に基づくほか、次により業務を処理するものとする。

- 1 受託者は業務担当員の指示に従って業務に必要な点検を行い、資料を作成すること。
- 2 受託者は業務の詳細および当該業務の範囲等について業務担当員と連絡をとり、かつ十分に打ち合わせを行い業務の円滑な達成を図ること。

(2) 監督者

業務の実施にあたり、指揮監督を行う監督者を定めて、書面により委託者に通知すること。

- 1 通知事項は次のとおりとする。

- ・ 氏名
- ・ 生年月日
- ・ 経歴書
- ・ 点検に関する資格を証明するもの
- ・ 雇用関係を証明するもの

- 2 監督者は、当該点検業務に必要な次のいずれかの資格を有する者とする。

- a. 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条に規定する一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録を受けており、直接的かつ恒常的な雇用関係にある一級建築士又は二級建築士
- b. 直接的かつ恒常的な雇用関係にある、建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条の3に基づき建築設備等検査員資格者証の交付を受けた者

- 3 業務実施にあたり、従事者の業務内容及び健康状態を把握し、指揮監督すること。

- 4 監督者は業務実施にあたり、常に従事者の事故防止に努めること。

(3) 監督代行者

- 1 業務実施にあたり、監督者不在または事故のあるときは、補助者として監督代行者を定めること。

- 2 監督代行者は、監督者不在の場合に、監督者の業務を代行すること。

- 3 必要な資格は7（2）監督者と同様とする。

(4) 緊急を要する事故または故障を生じた場合は、別途委託者に連絡すること。

8 服装

受託者は、業務に従事する者に常に清潔な制服を着用させることとし、胸部に名札をつけさせること。

9 その他

- (1) 作業の実施日は、委託者と協議して決定すること。

- (2) 当該点検作業にあたり、下水道科学館の来館者の安全確保に努めること。

- (3) 作業に必要な工具、器具及び消耗品類等については、受託者の負担とする。

- (4) 市所有の備品を使用する場合は、委託者と協議すること。

- (5) 業務の実施にあたり、受託者の不注意により生じた事故及び故障等は、一切受託者が責任をもって処置すること。

- (6) 作業に伴って発生した廃材等は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律などの関係法令を遵守し適正に処理すること。

- (7) 下水道科学館内外の作業で、下水道科学館運営管理者又は市職員の業務に支障を及ぼすおそれのある作業をする場合は、委託者の指示する時間帯に実施すること。

- (8) 本仕様書に明記されていない事項については、委託者と協議すること。